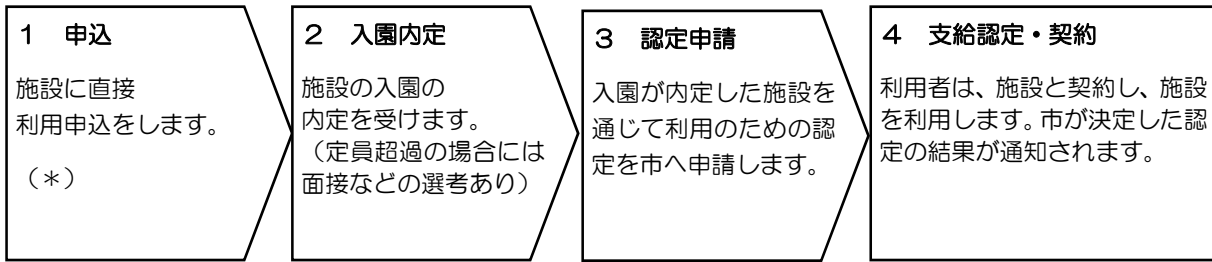


■新規入園の手続き【幼稚園・1号】（保育を必要とする事由なし）



*公立認定こども園を利用希望の方はP.1の「書類の提出先について」を確認のうえで申込みしてください。

次年度4月入園一斉募集時：市ホームページから申込 **年度途中入園希望時：子育て給付課**

公立認定こども園の3歳児クラスは1号認定での新規入所はできません（障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童を除く）。2号認定からの切替の場合のみ1号認定で利用可能です。

1. 1号認定（保育を必要とする事由なし）の施設利用申込について

1号認定でご利用できる施設には、私立幼稚園・私立認定こども園・公立認定こども園があります。私立幼稚園には、新制度の施設と従来制度（私学助成）の施設とがあります。各施設の制度状況については、P.39以降の施設一覧をご覧ください。

新制度施設と従来制度施設の比較

	新制度施設	従来制度の施設
受入年齢	満3歳児～5歳児 施設によって異なります。詳細はP.39施設一覧をご覧ください。	
保育時間	1日5時間程度が基本	
一時預かり	施設によっては基準の保育時間前後や土曜・日曜、長期休業期間中に一時預かりを実施しています。一時預かりを利用する場合は、別途預かり保育料※（延長保育料）がかかります。実施状況・料金は各施設にお問い合わせください。	
保育料	無償	月25,700円を上限として無償
その他料金	特定保育料（入園金含む）、主食費・副食費※、その他実費徴収等	入園金、主食費・副食費※、その他実費徴収等
	費用の詳細については、各施設にお問い合わせください	

※副食費については世帯の市民税所得割額・きょうだいの人数により免除制度があります。詳細はP.25

※無償化に伴う新2号認定・新3号認定を受けた場合、預かり保育料も無償化の対象となります。詳細はP.30

2. 支給認定申請に必要な書類

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 施設型給付・地域型保育給付費支給認定申請書	様式掲載：巻末

※入園内定後、施設を通じて提出してください。

3. 豊中市外の幼稚園・認定こども園を利用される場合

利用を希望する施設へ直接申し込んでください。

新制度の幼稚園・認定こども園であれば、入園内定後に施設を通じて豊中市へ1号認定申請を行います。

新1号認定・新2号認定・新3号認定を受けるには申請が必要です（詳細はP.30）。

【新規入所の手続き1号】

4. 入園までの流れ (詳しい日程は各施設にお問い合わせください)

